都議会差別ヤジに関する都議会議員アンケート報告

１）アンケート実施時期　２０１４年６月２４日～７月５日

２）実施主体　　　　　　公人による性差別をなくす会

３）アンケート対象　　　東京都議会議員全員（１２７名）

４）アンケート用紙配布方法　各議員にメール添付、FAX、郵送により送付

　　　　　　　　　　　　ただし、公明党議員のうち１２名は個別の連絡先が公表されていないため、都議会公明党事務局にFAXにて個別配布を依頼

５）回答総数は２１名（回答率16.5％）、内訳は次のとおり。

　　自民党　議員数５８名（うち女性３名）→回答数　0

　　公明党　議員数２３名（うち女性３名）→回答数　1（都議会公明党幹事長）

　　共産党　議員数１７名（うち女性１１名）→回答数　14

　　民主党　議員数１５名（うち女性　0）→回答数　1

　　結いと維新　議員数５名（うち女性２名）→回答数　1

　　みんなの党　議員数４名（うち女性２名）→回答数　2（みんなの党tokyo幹事長含む）

　　生活者ネット　議員数３名（うち女性３名）→回答数　2

　　無所属　議員数２名（うち女性１名）→回答数　0

　◎女性議員総数２５名のうち回答数　１３名（女性議員の回答率　52％）

　◎なお、公明党女性議員の一人から以下のようなFAXが届いています。

「お電話を頂戴いたしまして大変にありがとうございました。

現在私個人といたしまして再発防止と議会の品格を高めるための方策をさまざま模　索している最中であり現時点では一つ一つの個別の問題につきましては回答を差し控えさせて頂ければと考えております。大変申し訳ございませんがご理解をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。」

**質問項目と回答数（複数回答あり）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **質問** | **回答** | |
| １　塩村議員の妊娠・出産・子育て支援策にかかわる質問中、「自分が結婚したらいいんじゃないか」「産めないのか「あいつ不倫してるんだぜ」といった野次について、どのように受け止められますか？以下のいずれであるかご回答ください。 |  | |
| （１）「自分が結婚したらいいんじゃないか」という発言は  　　　①違法な人権侵害・差別発言である  　　　②違法ではないが望ましくない発言である  　　　③率直な感想を述べたまでで、問題にするには及ばない | ①17＋△1  ②2  ③0  無回答　1 | |
| （２）「産めないのか」という発言は  　　　①違法な人権侵害・差別発言である。  　　　②違法ではないが望ましくない発言である。  　　　③率直に疑問を述べたもので問題にするには及ばない | ①18＋△1  ②1  ③0  無回答　1 | |
| （３）「あいつ不倫してるんだぜ」という発言は  　　　①違法な人権侵害・差別発言である  　　　②違法ではないが望ましくない発言である  　　　③問題にするには及ばない | ①17＋△1  ②2  ③0  無回答　1 | |
| ２　前記１のような野次が行われた場合、その場でどう対処をすべきだったとお考えでしょうか。  下記の（１）（２）ともご自分ならこうすべきと考えるものをお答えください。 |  | |
| （１）議員として  　　　①問題にするには及ばないことなので対処する必要は感じない  　　　②問題であると思っても一瞬のことなので身動きとれなくてもやむを得ない  　　　③人権侵害をやめるようすぐさま議席から声を上げるべきだった | ①0  ②4  ③18  その他1 | |
| （２）都議会議長として  　　　①問題にするには及ばないことなので対処する必要はない  　　　②人権侵害発言なので、やめるようすぐさま制止すべき  　　　③発言者が誰なのかその場で究明すべき | ①0  ②20  ③4 | |
| ３　野次が飛んだ際に笑いもあったことが報道されていますが、この「笑い」についてご意見を伺います。 | |  | |
| （１）このような野次に反応して笑うことについて  　　　①人それぞれの反応であって問題にすべきではない。  　　　②人を傷つけることになるので望ましくない。  　　　③「笑う」ことにより野次に同調し、さらには増長することになるので戒めるべき | | ①0  ②3  ③18  その他1 | |
| （２）もし、このような笑いも、差別的発言に同調し、増長させるような言動であると判断されるような場合の対処法について伺います。  　　　①表現の自由の範囲であって制止されたりすべきではない  　　　②野次を飛ばされた発言者の自由な意見表明を損なうことになれば制止されるべき  　　　③そのような言動はそれ自体差別的であるから制止し、禁止すべき | | ①0  ②12  ③7  その他2 | |
| ４　前記１のような都議会での差別発言について何らかの規定が必要と思われますか。 | |  | |
| （１）都議会運営のルールを定めることについて  　　　①都議会として何も対策をとる必要はない  　　　②望ましくはないが議場における表現の自由もあるので個人の良心に委ねるべき  　　　③都議会の議事運営等について差別発言への対処が可能な何らかの規定を設けるべき | | ①0  ②2  ③17  その他2 | |
| （２）東京都男女平等参画基本条例について  　①公の場における特別職公務員の差別発言を禁止する規定を設けるべき  　②一般的にもこのような差別発言は禁止されるべき  　　③表現の自由を妨げるので禁止すべきでない | | ①13  ②8  ③1 | |
| ５　当日の野次とこれへの「笑い」を行った人についてどうすべきか伺います | |  | |
| （１）あなたは当日野次を飛ばした議員が一人だけだと思いますか  　　　①一人だと思う  　　　②複数と思う  　　　③わからない | | ①0  ②21  ③0 | |
| （２）野次を飛ばした議員が複数いる場合、まだ名乗りを上げていない当該議員の対処行動として望ましいと考えるのはどのようなものですか。  　　　①黙っているほうがよい。  　　　②塩村議員に対して守秘を前提に名乗りを上げて謝罪する。  　　　③公に名乗りを上げて正々堂々と自身の主張の正当性を訴えるべき  　　　④弁明の余地がないのであるから公に名乗りを上げて謝罪すべき  　　　⑤議員辞職すべき | | ①0  ②0  ③3  ④18  ⑤13 | |
| （３）都知事も笑ったことが問題になっていますが、笑った都議会議員も含めどうすべきだと思いますか。  　　　①何もする必要はない。  　　　②野次に反応した笑いが主観的にどのようなものであっても反省すべき  　　　③これらのことも含めて対応に問題があったことを都民に対して謝罪し、反省すべき | ①0  ②13  ③7  無回答2 | |
| （４）議長は塩村議員からの真相究明と処分要求にどう対処すべきだと思いますか  　　　①真相究明も処分も必要ない。  　　　②処分前提では真相究明できなくなるので処分抜きに真相を究明すべき  　　　③真相究明も処分についても要求に対処すべきである。 | ①0  ②2  ③16  無回答1  その他2 | |

**（注）**

Ⅰ、質問1の（1）～（3）の回答中の△の意味は、「違法な」を除き「人権侵害・差別発言である」に○あり

　　質問1の（1）～（3）の無回答には「私はこの３つとも聞いていません。私が聞いたのは『結婚した方がいいんじゃないか』の一言です。よって1－（1）～（3）にはお答えすることができません。」との記述あり

Ⅱ、質問２の（１）の回答中の「その他1」は「その場で議長に抗議しヤジを注意してもらう」との記述あり

Ⅲ、質問3の（1）の「その他1」は、「本人（塩村都議）が笑い、民主党から飛んだヤジで『笑い』が起こった」との記述あり

質問3の（2）の回答中の「その他2」は、①「議場で厳重に注意すべき」②「笑うこと自体が女性蔑視」との記述あり

Ⅳ、質問4の（1）の回答中の「その他2」は、①「差別発言だけでなくヤジもやめるべき」②「人権について都議会として議論していくことも重要」との記述あり